

テーマ性のある旅行の先駆者として活躍するなら

テーマ・スペシャリスト

Theme Specialist



テーマ・スペシャリスト (TS) とは

旅行需要の高い、クルーズ、世界遺産、ウエディング、ロングステイ等に関する知識を修得し、特定の目的をもって旅行するお客様に対応するスペシャリストです。それぞれのテーマに関する専門機関のご協力をいただきながらスペシャリストを養成していきます。

※ テーマ・スペシャリスト資格は、2015（平成27）年度をもって、新規の認定受付を終了いたしました。

なお、現在当資格を保有されている方の資格は、引き続き有効です。

クルーズ・スペシャリスト

一般社団法人日本外航客船協会が主体となって実施する「クルーズアドバイザー制度」において、クルーズについての高度な専門知識、経験を有する方として認定された「クルーズ・マスター」を、トラベル・カウンセラー制度のテーマ・スペシャリストに位置づけ、認定します。

● 詳しくは、下記の一般社団法人日本外航客船協会ウェブサイトをご確認ください。
<https://jopa.or.jp/>

※ 2016年3月31日（木）をもって、認定受付を終了いたしました。

クルーズ・スペシャリスト認定要件

1. クルーズアドバイザー認定委員会により認定された「クルーズ・マスター」であること
2. 現在旅行業の社員であること

世界遺産スペシャリスト

トラベル・カウンセラー制度では、特定非営利活動法人 世界遺産アカデミーの協力を得て、テーマ・スペシャリストの一つとして「世界遺産検定1級」以上の認定者（合格者）で一定の認定要件満たした方々を2007年度より「世界遺産スペシャリスト」として認定しています。

特定非営利活動法人 世界遺産アカデミーが実施する「世界遺産検定 1級」以上の合格者であつて旅行業者等及び添乗業務に従事する方からの申請により認定登録します。

● 詳しくは、下記の世界遺産検定ウェブサイトをご確認ください。
<https://www.sekaken.jp/>

※ 2016年3月31日（木）をもって、認定受付を終了いたしました。

世界遺産スペシャリスト認定要件

1. 現在、旅行会社および旅行業関連企業、または添乗員業務に従事し、かつ次のいずれかの資格を有すること。
 - a. 総合旅行業務取扱管理者
 - b. トラベル・コーディネーター
 - c. 総合旅程管理主任者
2. 「世界遺産検定1級」以上の資格を有すること。
3. 次の対象エリアに存在する世界遺産を直近5年間で3ヶ所以上訪問した経験を有すること。
 - a. ヨーロッパ
 - b. 日本、中国、韓国、北朝鮮、モンゴル
 - c. アジア（bを除く）ロシア、NIS諸国、オセアニア
 - d. カナダ、北米、中米、南米
 - e. アフリカ

* 世界遺産検定の級システム変更前の「中級」認定者は、「1級以上の資格を有する」と見なして認定します。